

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年3月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500219 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500028 号

第 1 結論

請求者の A 病院 (現在は、B 病院) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 8 月 1 日から同年 7 月 21 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 63 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

C 法人グループ内の異動で、昭和 63 年 7 月 21 日に A 病院へ異動となったが、昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格の取得となっている。請求期間は、A 病院で開院準備を行っていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険被保険者記録、B 病院が提出した人事記録及び同院の回答並びに異動元である D 病院の回答から判断すると、請求者は、請求期間において常勤として継続して勤務 (昭和 63 年 7 月 21 日に D 病院から A 病院に異動) し、昭和 63 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 63 年 7 月の標準報酬月額については、請求者の A 病院における同年 8 月の厚生年金保険の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500227号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500029号

第1 結論

請求者のA社における平成21年3月31日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成21年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年3月31日

A社に勤務していた期間のうち、平成21年3月について、賞与を受け取った覚えがあるかどうかの照会が年金事務所からあった。

通帳を確認したところ、社名が記載されたそれらしき振込み(21年3月31日 126,757円)があったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社からの賞与の振込先とする金融機関の預金通帳、請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の第59期手当と記載された明細書等により、請求者は、請求期間において同社から15万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。